

武蔵野市長 松下 玲子 殿

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 室井 敬司

答 申

1 審査会の結論

審査請求人による令和2年10月1日付け「武蔵境駅北口市有地有効活用事業クオラにおける屋上テナントのテントの状況等の確認用提出物〔提「書」物は誤記と認める。〕ならびに調査資料（写真があれば撮影時間なども）令和2年6月以降」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、実施機関がした同年10月26日付け非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）は、本来一体として判断対象とすべき行政文書の一部を判断対象から除外した上でなされたものと認められることから、これを取り消した上で、改めて本件開示請求の対象行政文書全体（後記2(2)①に係る行政文書を除く。）について判断し決定を行うべきである。

2 本件の概要

- (1) 審査請求人は、令和2年10月1日、武蔵野市情報公開条例（平成13年3月23日武蔵野市条例第5号。以下「条例」という。）第8条に基づき、実施機関に対し、本件開示請求を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は、同月7日、資産活用課に関し、対象行政文書の不存在を理由に非開示決定を行った（2武総資第53号）。  
さらに、実施機関は、同月26日、建築指導課に関して、判断対象となる行政文書の件名を、①「武蔵境駅北口市有地有効活用事業クオラにおけるテナント等との打ち合せ記録（令和2年6月以降）」とした行政文書については一部開示決定を行い、②「武蔵境駅北口市有地有効活用事業クオラにおける屋上テナントのテントの状況写真（テナントによる報告）（令和2年6月以降）」とした行政文書（以下「本件非開示文書」という。）については、「当該法人〔当該テナントの事業者〕の競争上や事業運営上の地位が損なわれ、事業活動に支障を及ぼす恐れがあること。また、建築基準法の監察業務上、通例で公にしない条件で自主的な提出を受けた文書であり、今後、当該法人の不協力など監察業務遂行に支障をきたす恐れがあるため」との理由により、全部非開示とする本件非開示決定を行った（2武都建第47号）。
- (3) これに対して、審査請求人は、令和2年12月23日、上記②の本件非開示決定について、これを取り消し、個人情報にかかわるもの以外の開示の裁決〔「採」決は誤記と認める。〕を求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 審査請求人の審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

ア 本件非開示文書を開示しても、対象事業者の「事業活動に支障を与えるものとは到底考えられない」から、条例第9条第3号本文に該当せず、むしろ、「市が是正指導や違法行為の指摘をしたことに対して、その後の状況を確認するための情報」として提供されるべきである。

イ また、本件非開示文書を開示したとしても、「市の業務においても阻害されない」と考えられることから、条例第9条第6号本文にも該当しない。

ウ さらに、本件非開示文書の開示を受けて「違法行為等の是正を確認」することは「市民の財産である市有地」である「財産を保護するために、公にすることが必要である」から、条例第9条第7号においてはただし書きの例外事由に該当する。

エ 以上により、本件非開示文書は開示されるべきである。

(5) 実施機関の本件非開示決定の理由及び理由説明は、概ね次のとおりである。

ア 本件非開示文書は、「毎営業日ごとのテントの稼働状況や予約状況の報告とともに営業終了後のテントの状況を撮影した写真情報である」ことから、当該テナント事業者の事業活動に係る情報であり、「運営施設の日々の稼働状況」を明らかにし、「営業売上等を予測可能な基礎情報であると言える」ことから、条例9条3号本文に該当する情報である。

イ また、本件非開示文書は、「特定行政庁からの指示を受け、当該事業者より任意かつ自主的に提出」されているものであるところ、当該事業者は開示しないことを求める意見を述べており、その意見に反して本件非開示文書を開示すれば、「任意に行う資料提供等が適切に行われなくなるなど」、市の監察業務に係る「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」というべきであるから、条例9条6号本文に該当する情報というべきである。

ウ さらに、本件非開示文書は、事業者から提供を受けた経過及び本件開示請求がなされた時点での事業者の意見の確認結果を踏まえれば、条例第9条第7号本文の要件に該当する任意提供情報であり、かつ本件非開示文書を「公にすることにより得られる公益上の利益は、非開示にすることにより保護される第三者の権利利益とを比較衡量した場合、より少ない」というべきであるから、条例第9条第7号ただし書きの例外事由にも該当しない。

エ 以上により、本件非開示文書は条例第9条第3号、第6号及び第7号の各本文に該当し、かつ同条第7号ただし書きにも該当しないことから、本件審査請求は失当である。

### 3 審査会の判断

(1) 本審査会による実施機関からの理由説明聴取の過程で、本件非開示文書は当該テナントから市に対する定期的な各電子メールによる報告に添付された各画像データであったこと及び各電子メールの本文にはそれぞれの添付画像に係る説明が記載されていることが、それぞれ明らかになった。

そして、上記理由説明聴取の結果、本件非開示決定は、各電子メールの本文を対象行政文書に含めず、添付された各画像データ（＝本件非開示文書）のみを取り出して

これを判断対象としたものと認められ、各電子メール本文と一体のものとして開示の当否が判断された形跡を認めることはできなかった。

- (2) 前記のとおり、本件開示請求の対象はあくまでも「屋上テナントのテントの状況等の確認用提出物ならびに調査資料（写真があれば撮影時間なども）」とされており、上記各電子メールによる報告に関しては、請求対象が必ずしも本件非開示文書に限定されているものではないことは明らかである。

加えて、本件非開示決定の理由に係る該当性判断を行うにあたっては、上記各電子メールの本文と本件非開示文書とを一体のものとして検討することが不可欠であると認められる。

そうすると、本件非開示決定は、本来であれば一体として開示の当否が判断されるべき対象行政文書の一部のみを対象として判断されたものと言わざるを得ない。そうであるとすれば、改めて本件開示請求の対象行政文書全体について判断し直した上で開示ないし非開示の決定をすべきであるから、本件非開示決定は、取消しを免れないものと思料し、「1 審査会の結論」記載のとおり判断する。

#### 4 実施機関に対する意見（付言）

本件非開示決定の理由は、前記2(2)で引用したとおりの記載となっているが、開示請求者にとって、当該記載のみによっては、具体的な「支障」等の意味内容を読み取ることが困難と言わざるを得ない。現に、本件審査請求において、審査請求人は、条例第9号第3号の「どこにあたるのか」等と疑問を呈している。

この点につき、「情報公開条例の解釈・運用の手引（令和2年10月 武蔵野市市民部市民活動推進課編集・発行）」（以下「手引」という。）においては、非開示決定通知書の理由欄の記入要領として、72頁の7(2)において「該当する非開示情報の条項及び当該条項を適用する理由について、専門的な知識を持たない人にも十分理解できるよう、分かりやすく記載する。複数の非開示事由に該当する場合には、該当する条項ごとにその理由を記入」すべき旨が明記されており、一部開示決定通知書の場合についても、手引の71頁の6(2)で同旨の記載がなされている。

条例に基づく行政文書の開示制度においては、開示請求者が決定通知書の理由欄の記載によって非開示等の理由を十分に把握できるよう、より具体的かつ詳細な記載がなされる運用がなされることを強く要望する。

#### 5 審査の経過

年月日	審議経過
令和3年2月3日	諮問
令和3年3月3日	実施機関より理由説明書收受
令和3年3月11日	審議（第16期第4回審査会）
令和3年4月13日	実施機関より補充説明書收受
令和3年4月14日	審議（第16期第5回審査会）
令和3年5月25日	審議（第16期第6回審査会）
令和3年7月6日	審議（第16期第7回審査会）

以上